

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 17 日 (火) 第 89 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	告 示	
○鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則 (※)		(財政課取扱い) 1
○漁船保険付保義務発生		(水産振興課取扱い) 3
○県営土地改良事業の計画の決定 (2件)		(農地整備課取扱い) 4
○道路の区域の変更		(道路維持課取扱い) 4
○道路の供用の開始		(道路維持課取扱い) 4
○都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧		(都市計画課取扱い) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (2件)		(北薩地域振興局取扱い) 5 (大隅地域振興局取扱い) 5
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○直接請求の連署に必要な有権者の数 (※)		(選挙管理委員会取扱い) 6
○個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正		(選挙管理委員会取扱い) 7
公 安 委 員 会 規 則		
○交番, 駐在所等の名称, 位置及び所管区に関する規則及び鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (※)		(警務課取扱い) 7
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示		(生活安全企画課取扱い) 8
鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示		
○アサヒガニの採捕についての指示		(鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 8
○浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示		(鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 9
○うみがめの採捕についての指示		(鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 9
熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示		
○マダイの採捕についての指示		(熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 10
○アサヒガニの採捕についての指示		(熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 10
○浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示		(熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 10
○うみがめの採捕についての指示		(熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 11
奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示		
○シラヒゲウニの採捕についての指示		(奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 11
○浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示		(奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 12
○うみがめの採捕についての指示		(奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 12

規 則

鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 規 則 第 7 号

鹿 児 島 県 公 有 財 産 管 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 公 有 財 産 管 理 規 則 (昭 和 39 年 鹿 児 島 県 規 則 第 42 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。
第 32 条 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 32 条 削 除

第 36 条 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 36 条 削 除

第 37 条 の 見 出 し 中 「 又 は 連 帯 保 証 人 」 を 削 り , 同 条 中 「 又 は 連 帯 保 証 人 」 を 削 り , 「 行 政 財 産 使 用 者 (連 帯 保 証 人) 住 所 (氏 名) 変 更 届 」 を 「 行 政 財 産 使 用 者 住 所 (氏 名) 変 更 届 」 に 改 め る 。

第 38 条 の 2 中 「 , 第 32 条 」 を 削 り , 「 から 前 条 まで 」 を 「 , 第 35 条 , 第 37 条 , 前 条 」 に 改 め , 「 及 び 第 36 条 」 を 削 る 。

第 41 条 第 1 項 第 1 号 中 「 50 年 」 を 「 50 年 以 上 」 に 改 め る 。

第 45 条 中 「 第 32 条 及 び 」 を 削 り , 「 から 第 38 条 まで 」 を 「 , 第 35 条 , 第 37 条 及 び 第 38 条 」 に 改 め , 「 及 び 第 36 条 」 を 削 る 。

別 記 第 6 号 様 式 中 「 申 請 者 住 所 氏 名 (連 帯 保 証 人) 住 所 氏 名 」 を 印 を 印 」

「 申 請 者 住 所 氏 名 」 に 改 め る 。 印 」

別 記 第 7 号 様 式 中 「 第 32 条 , 」 を 削 り , 「 許 可 を 受 け た 者 住 所 氏 名 (連 帯 保 証 人) 住 所 氏 名 」 を 印 を 印 」

「 許 可 を 受 け た 者 住 所 氏 名 」 に 改 め , 同 様 式 (注) 中 2 を 削 り , 3 を 2 と し , 4 を 3 と す る 。

別 記 第 7 号 様 式 の 3 中 「 使 用 者 住 所 氏 名 (連 帯 保 証 人) 住 所 氏 名 」 を 印 を 印 」

「 使 用 者 住 所 氏 名 」 に 改 め , 同 様 式 (注) を 削 る 。

別 記 第 8 号 様 式 中 「 使 用 者 (借 受 者) 住 所 氏 名 (連 帯 保 証 人) 住 所 氏 名 」 を 印 を 印 」

「 使 用 者 (借 受 者) 住 所 氏 名 」 に 改 め , 同 様 式 (注) を 削 る 。

別 記 第 9 号 様 式 中 「 行 政 財 産 使 用 者 (連 帯 保 証 人) 行 政 財 産 借 受 者 (連 帯 保 証 人) 住 所 (氏 名) 変 更 届 を 普 通 財 産 借 受 者 (連 帯 保 証 人) 」

「 行 政 財 産 使 用 者 行 政 財 産 借 受 者 住 所 (氏 名) 変 更 届 に , 普 通 財 産 借 受 者 」 「 使 用 者 (借 受 者) 住 所 」

氏名 印 を
 (連帯保証人) 住所
 氏名 印
 「使用者 (借受者) 住所 印」に、
 氏名
 「1 (新) 使用者 (借受者) の住所 (氏名) を
 (連帯保証人) の住所 (氏名) 」
 (旧) 使用者 (借受者) の住所 (氏名) 」
 (連帯保証人) 」に改める。
 「1 (新) 使用者 (借受者) の住所 (氏名)
 (旧) 使用者 (借受者) の住所 (氏名) 」
 「使用者 (借受者) 住所
 別記第10号様式中 氏名 印 を
 (連帯保証人) 住所 印
 氏名
 「使用者 (借受者) 住所 印」に、「使用 (貸付) 料」を「使
 用 (借受) 料」に改める。
 「申 請 者 住所
 別記第11号様式中 氏名 印 を
 (連帯保証人) 住所 印
 氏名
 「申 請 者 住所 印」に改める。
 氏名
 「申 請 者 住所
 別記第12号様式中 氏名 印 を
 (連帯保証人) 住所 印
 氏名
 「申 請 者 住所 印」に改める。
 氏名
 「申 請 者 住所
 別記第13号様式中 氏名 印 を
 (連帯保証人) 住所 印
 氏名
 「申 請 者 住所 印」に改める。
 氏名

附 則

- この規則中第41条第1項第1号の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の鹿児島県公有財産管理規則第37条（同規則第38条の2及び第45条において準用する場合を含む。）及び別記第9号様式の規定は、令和2年4月1日以後に行われる行政財産の使用許可若しくは貸付け又は普通財産の貸付けについて適用し、同日前に行われた行政財産の使用許可若しくは貸付け又は普通財産の貸付けについては、なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第266号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、上甕加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和2年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第267号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（農村災害対策整備）（農業用排水施設整備及び農用地利用保全）阿久根北部地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年3月18日から同年4月15日まで
- 3 縦覧場所
阿久根市役所農政課

鹿児島県告示第268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（農村災害対策整備）（農業用排水施設整備及び農用地利用保全）竹子地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年3月18日から同年4月15日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和2年3月17日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	肝属郡南大隅町佐多伊座敷 字鞍掛4099番地先から同町 佐多伊座敷字尾迫5448番10 地先まで	前	7.9～63.2	2,602.8
			前	10.0～34.2	2,461.3
			後	7.9～63.2	2,645.4
			後	10.0～34.2	2,461.3

鹿児島県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 2 年 3 月 17 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	269号	肝属郡南大隅町佐多伊座敷字鞍掛4099番地先から同町佐多伊座敷字尾迫5448番10地先まで	令和 2 年 3 月 22 日

鹿児島県告示第271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により中種子町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 中種子都市計画火葬場
 - (2) 名称 中南広域斎苑火葬場
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

北薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 3 月 17 日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ダイハウスふたば折多	阿久根市折口1627番地8	社会福祉法人青陵会	阿久根市赤瀬川887番地1	折橋 嘸典	令和 2 年 3 月 31 日	自立訓練（生活訓練）

大隅地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 3 月 17 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
やっちく身体障害者居宅介護等事業所	志布志市松山町泰野字松ヶ迫1111番地	社会福祉法人松山やっちく会	志布志市松山町泰野字松ヶ迫1111番地	渡邊 紘三	令和 2 年 3 月 31 日	居宅介護・重度訪問介護

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和元年12月17日鹿児島県選挙管理委員会告示第32号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 2 年 3 月 17 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,098	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	269,360	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	149,851
	鹿屋市・垂水市区	32,109
	枕崎市区	5,962
	阿久根市・出水郡区	8,684
	出水市区	14,607
	指宿市区	11,395
	西之表市・熊毛郡区	11,533
	薩摩川内市区	26,052
	日置市区	13,408
	曾於市区	10,145
	霧島市・始良郡区	36,841
	いちき串木野市区	7,852
	南さつま市区	9,596
	志布志市・曾於郡区	12,203
	奄美市区	13,602
	南九州市区	9,886
	伊佐市区	7,329
始良市区	21,190	
薩摩郡区	5,932	
肝属郡区	10,317	
大島郡区	16,623	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	269,360	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		

える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	

鹿児島県選挙管理委員会告示第 7 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項の規定により，個人演説会，政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として曾於市選挙管理委員会から施設の指定の変更の報告があったので，平成 31 年 3 月 29 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 23 号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 17 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

表曾於市の項を次のように改める。

曾於市	財部保健福祉センター	曾於市財部町南俣 504 番地 1	60	曾於市社会福祉協議会
	そお生きいき健康センター	曾於市末吉町二之方 2342 番地 2	100	
	大隅弥五郎伝説の里健康ふれあい館	曾於市大隅町岩川 5718 番地 1	60	

公安委員会規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則及び鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 17 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 1 号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則及び鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

（交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部改正）

第 1 条 交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和 39 年鹿児島県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表伊佐警察署の部中「伊佐警察署」を「伊佐湧水警察署」に改め，同部に次のように加える。

栗野交番	湧水町木場	湧水町木場，北方，米永，田尾原，稲葉崎，恒次，幸田
吉松駐在所	湧水町中津川	湧水町川西，般若寺，中津川，鶴丸，川添

別表横川警察署の部を削り，同表霧島警察署の部に次のように加える。

横川幹部派出所所在地	霧島市横川町中ノ	霧島市横川町上ノ，横川町中ノ，横川町下ノ，牧園町万膳（分割）
牧園駐在所	霧島市牧園町宿窪田	霧島市牧園町上中津川（分割），牧園町下中津川，牧園町宿窪田
霧島温泉駐在所	霧島市牧園町高千穂	霧島市牧園町高千穂，牧園町上中津川（分割），牧園町万膳（分

		割), 牧園町持松, 牧園町三体堂
--	--	-------------------

(鹿児島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第 2 条 鹿児島県警察の組織に関する規則（平成 6 年鹿児島県公安委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「少年課」を「人身安全・少年課」に改める。

第 10 条第 5 号キ及びク中「少年課」を「人身安全・少年課」に改め、同号中コ及びサを削る。

第 12 条を次のように改める。

（人身安全・少年課）

第 12 条 人身安全・少年課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人身安全対策及び少年非行の防止に関する企画及び立案に関すること。
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）の施行に関すること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の施行に関すること。
- (4) 児童、高齢者及び障害者の虐待防止に関すること。
- (5) 行方不明者の発見保護及び安否情報に関すること。
- (6) 少年警察ボランティアに関すること。
- (7) 少年の補導に関すること。
- (8) 少年相談に関すること。
- (9) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。
- (10) 少年犯罪の捜査及び調査に関すること。
- (11) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

第 40 条第 2 項中「、薩摩川内警察署」の次に「、霧島警察署」を加え、同項の表薩摩川内警察署甌島幹部派出所の項の次に次のように加える。

霧島警察署横川幹部派出所

霧島市横川町中ノ

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定（鹿児島県警察の組織に関する規則第 40 条第 2 項の改正規定を除く。）は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 29 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 3 月 17 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ミニミニモンスター 4 a	株式会社竹屋	9P1822
ぱちんこ遊技機	P ミニミニモンスター 4 LM	株式会社竹屋	9P1826
回胴式遊技機	S ワンバー S 1 - 3 0	ベルコ株式会社	9S1884
回胴式遊技機	S ハイドラ ND - 3 0	ネット株式会社	9S1091
回胴式遊技機	S ヤッターマン絶対正義 S E	株式会社サンスリー	9S1859

鹿児島海区漁業調整委員会指示

鹿児島海区漁業調整委員会指示第 1 - 1 号

鹿児島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕す

る場合は、この限りでない。

令和 2 年 3 月 17 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

- 1 体長制限
甲長 8 センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。
- 2 禁止期間
5 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第 1 - 2 号

鹿児島海区における「浮魚礁」(中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則(昭和 39 年鹿児島県規則第 98 号)第 7 条第 2 号サのしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。)の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 2 年 3 月 17 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

- 1 敷設の承認等
 - (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、鹿児島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
 - (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
 - (3) 平成 29 年 3 月 17 日鹿児島海区漁業調整委員会指示第 28 - 3 号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、第 1 号の承認を受けたものとみなす。
- 2 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第 1 - 3 号

鹿児島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 2 年 3 月 17 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

(定義)

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
(採捕等の制限)
- 2 鹿児島海区においては、うみがめ(うみがめの卵を含む。3、8 及び 9 において同じ。)を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、鹿児島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたものについては、この限りでない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者(採捕期間の制限)
- 3 2 の承認を受けた者(2 の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。)であっても、6 月 1 日から 7 月 31 日までの間は、採捕してはならない。
(雌うみがめの採捕の禁止)
- 4 2 の承認を受けた者であっても、雌うみがめの採捕をしてはならない。
(承認証の交付)
- 5 委員会は、2 の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。

(承認証の携帯)

6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。

(承認の取消し)

7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。

(取扱要領)

8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。

(所持又は販売の禁止)

9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ(標本及び剥製を含む。)を所持し、又は販売してはならない。

(指示の有効期間)

10 この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示

熊毛海区漁業調整委員会指示第1-1号

熊毛海区におけるマダイの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年3月17日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

1 体長制限

全長13センチメートル以下のマダイは採捕してはならない。

2 指示の有効期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示第1-2号

熊毛海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和2年3月17日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

1 体長制限

甲長8センチメートル以下のアサヒガニは、採捕してはならない。

2 禁止期間

5月1日から9月30日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示第1-3号

熊毛海区における「浮魚礁」(中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則(昭和39年鹿児島県規則第98号)第7条第2号サのしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。)の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年3月17日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

1 敷設の承認等

(1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、熊毛海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

- (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
- (3) 平成29年3月17日熊毛海区漁業調整委員会指示第28-4号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際、現に存するものについては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までは、第1号の承認を受けたものとみなす。
- 2 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示第1-4号

熊毛海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年3月17日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

(定義)

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
(採捕等の制限)
- 2 熊毛海区においては、うみがめの採捕（うみがめの卵の採取を含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる者であつて、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、熊毛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
- (1) 試験研究の用に供しようとする者
(2) 増殖の用に供しようとする者
(3) その他委員会が特に認める者
(採捕期間の制限)
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。
(雌うみがめの採捕の禁止)
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめの採捕をしてはならない。
(承認証の交付)
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
(承認証の携帯)
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
(承認の取消し)
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
(取扱要領)
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
(所持又は販売の禁止)
- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。
(指示の有効期間)
- 10 この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第1-2号

奄美大島海区におけるシラヒゲウニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 2 年 3 月 17 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 殻径制限
殻径（トゲを除いた殻の直径）5.5センチメートル以下のシラヒゲウニを採捕してはならない。
- 2 禁止期間
9月1日から翌年6月30日までの間は、シラヒゲウニを採捕してはならない。
- 3 適用除外
1及び2の規定については、次に掲げる者であって、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、適用しない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増養殖（移植を含む。）の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者
- 4 承認証の交付
委員会は、3の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
- 5 承認証の携帯
3の承認を受けた者は、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
- 6 承認の取消し
委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、3の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
- 7 取扱要領
この指示に定めるもののほか、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
- 8 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

奄美大島海区漁業調整委員会指示第1－3号

奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 2 年 3 月 17 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 敷設の承認等
 - (1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
 - (2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。
 - (3) 平成29年3月17日奄美大島海区漁業調整委員会指示第28－1号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。
- 2 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

奄美大島海区漁業調整委員会指示第1－4号

奄美大島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 2 年 3 月 17 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

(定義)

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
(採捕等の制限)
- 2 奄美大島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者(採捕期間の制限)
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。
(雌のうみがめの採捕の禁止)
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめを採捕してはならない。
(承認証の交付)
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
(承認証の携帯)
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
(承認の取消し)
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
(取扱要領)
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
(所持又は販売の禁止)
- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。
(指示の有効期間)
- 10 この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。